

第51回 鳥取県中学校総合体育大会テニス競技の部

- 1 目的 本大会は、中学校教育の一環として中学校生徒に広く（競技）実践の機会を与え、技能の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚をはかり、心身ともに健康な中学校生徒の育成をするとともに、中学校生徒の相互の親睦をはかるものである。
- 2 主催 鳥取県中学校体育連盟 鳥取県中学校テニス連盟
- 3 後援 鳥取県教育委員会 （公財）鳥取県スポーツ協会 米子市教育委員会
- 4 主管 西部地区中学校体育連盟 鳥取県中学校体育連盟テニス競技専門部
鳥取県中学校テニス連盟
- 5 会期 令和7年7月5日（土） 予備日6日（日）
- 6 日程 練習コート 8：30～9：00
開会式・諸注意 9：00～ 競技開始 9：15～
閉会式は行わないが、表彰式は行う。
- 7 会場 どらドラパーク東山庭球場（米子市車尾 776 番地 1）
- 8 参加資格
 - 1 参加者は鳥取県中学校体育連盟に在籍し、学校教育法第1条にもとづく該当中学校生徒であること。
 - 2 鳥取県中学校総合体育大会（地区大会）拠点校部活動参加規定に基づき、拠点校で活動している生徒は参加することができる。
 - 3 年齢は平成22年4月2日以降に生まれたものに限る。
 - 4 前項以外の生徒が参加を希望する場合は、その年度の6月30日までに、鳥取県中学校体育連盟を通して（公財）日本中学校体育連盟に申し出ること。
 - 5 地域クラブ活動に所属する中学生においては、「鳥取県中学校体育連盟主催大会への地域クラブ活動の参加資格特例」による参加資格を満たしていること。
 - 6 テニス競技部細則
令和7年度中国中学校体育大会地域クラブ活動の参加の特例競技部細則（テニス専門部）に準ずる。
 - 7 チーム編成は一校（1チーム）単位で組織されたものとする。
 - 8 夏季大会に限り、同一年度内の参加は全種目を通じて一人一回とする。
 - 9 チーム・選手の引率・監督は、出場校の校長・教員・部活動指導員（※1）、地域クラブ活動の代表者（指導者）とする。なお部活動指導員は、他校の引率者及び依頼監督にはなれない。

（※1の部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に示されている者）

 - 10 外部指導者は当該校（出場校）の校長が認めたものと、所定の「外部指導者確認書」に必要事項を記入し、申込時に提出すること。但し、当該校以外の中学校教職員は、外部指導者になれない。また、同一人が複数校の外部指導者にはなれない。（地域クラブ活動は該当しない）
 - 11 校長・教員・部活動指導員が引率できず、校長がやむを得ないと判断した場合に限り、「鳥取県中学校総合体育大会引率細則」により、校長が

適切であると承認した外部指導者に引率及び監督の資格を認める。その際には、所定の書類を県中体連と専門部に提出すること。尚、地域クラブ活動においては、引率者・監督者報告書（様式2）に必要事項を記載し、必ず県中体連に提出をすること。

- 9 参加制限 (1) 団体戦 各団体男女1チームずつとする。
各チームは、同一校(同所属団体)の選手7名～10名で編成し、監督1名とともに登録する。
(2) 個人戦 シングルス、ダブルスを兼ねて出場してもよい。
- 10 競技規則 当該年度における(公財)日本テニス協会競技規則による。
- 11 競技方法 団体戦・個人戦ともに1セットマッチ6オールタイブレークとし、審判はセルフジャッジ方式とする。詳細はJTAルールブックによる。
- 団体戦
(1) 2ダブルス・3シングルの団体戦をトーナメント方式で行う。
参加申込団体数によっては総当たり方式に変更する。
(2) 試合はダブルス No.2→ダブルス No.1→シングルス No.3
→シングルス No.2→シングルス No.1の順で競技する。
ただし、同一選手が兼ねて出場することはできない。
(3) ベンチに入れるのは、監督、登録選手のみとする。
- 個人戦
(1) シングルス・ダブルス共にトーナメント方式で行う。
参加申込人数によっては総当たり方式に変更する。
(2) シングルスについてはコンソレーションを行う場合がある。試合形式については試合数やドロース数、試合の進行状況により変更する。
- 13 表彰 団体 1～3位までのチームに鳥取県中学校体育連盟より賞状を授与する。
※男女ともに上位2チームは中国中学校テニス選手権大会の出場権を得る。
個人 1～4位までの選手に鳥取県中学校体育連盟より賞状を授与する。
- 14 参加申込 1 期限 令和7年6月10日(火)
2 申込先 必要事項を記入しメールにて申し込む。
送信先 kawahara@yonagohokuto.ed.jp (米子北斗中学校 河原康之 宛)
押印のある原本は当日提出してください。
- 15 組合せ 令和7年6月17日(火)第2回県総体実行委員会において決定する。
- 16 その他 1 競技中の疾病、傷害については応急処置をする。
2 個人情報のうち、大会運営上必要である名前、学年、所属、競技の特性上必要なものについては公開する。また、報道機関に記録の提出を求められた場合は提供する。
3 服装については「全国中学校テニス連盟」の「服装・用具コード」を確認し、遵守すること。
4 試合球は、ダンロップフォートを使用する。
5 インフルエンザ・コロナウィルス感染症等については県の方針に準じて、対策を取る場合がある。
6 大会に関する問い合わせについては、各チームの責任者が専門委員長を通して行うこと。